

国立大学法人一橋大学 組織としての利益相反マネジメントガイドライン

利益相反マネジメント委員会

1. はじめに

近年産学連携活動の在り方は多様化し、組織間連携（包括連携）、寄附講座・寄附講義の設置、民間企業と大学間のクロスアポイントメント制度の導入など、大学組織と民間企業との連携との関係性は緊密化する傾向にあります。このような本格的な連携は、イノベーションの創出に寄与するものと期待されている一方で、大学は一定規模を超える利益を獲得することとなるため、大学として産学連携の推進を標榜すると同時に、大学という組織の利益相反をマネジメントすることは必須です。

本ガイドラインは、国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則第25条に基づき、本学における組織としてのマネジメントの実施及び留意事項について定めるものです。

2. 組織としての利益相反とは

組織としての利益相反とは、大学自身が、企業、国又は地方公共団体の行政機関その他の団体（以下「企業等」という。）との産学連携活動や株式保有等を通じ一定の利益を獲得することにより、大学として果たすべきミッションや社会的責任に関して当該利益の存在によりバイアスがかかること、又はバイアスがかかるのではないかと国民や社会が懸念する状況にあることです。

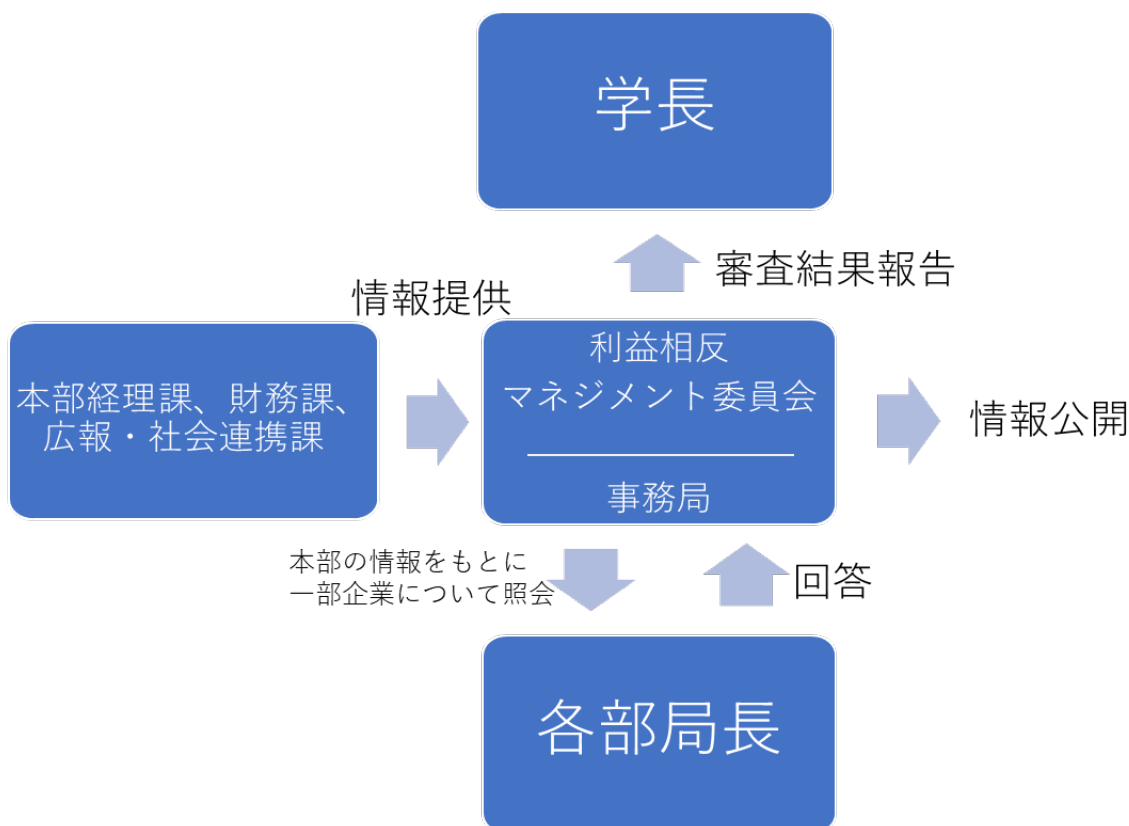
産学連携を推進するにあたり、大学としての使命を全うしながら、説明責任を果たし、社会的信頼（インテグリティ）を維持・確保するために行われるのが、組織としての利益相反マネジメントです。

3. 一橋大学における組織としての利益相反マネジメントの対象と実施体制

本規則第4条に基づき、具体的な組織としての利益相反のマネジメント対象範囲を、本ガイドラインにて以下に定める。

- 1 本学や本学の各部局が主体となり、企業等と組織としての連携活動を行う場合
- 2 単一の企業等から年間500万円以上の金銭又は便益の供与（物品・サービスの供与を含む。）を受ける場合
- 3 単一の企業等から年間1,000万円以上の物品・サービス等を購入する場合
- 4 公開企業のエクイティを5%以上若しくは未公開企業のエクイティを取得・保有する場合、又は1円以上の事業への出資を行う場合
- 5 本学が保有する知的財産権の実施により収入を得る場合

4. 組織としての利益相反マネジメントの実施体制図（本規則第16～19条）



5. 組織としての利益相反マネジメントの実施の流れ（本規則第16～19条）

①利益相反マネジメント事務局（広報・社会連携課）は、本部（※）及び各部部长へフォーマット（後述）を用いて照会して得た情報をもとに、組織としての利益相反のマネジメント対象となる企業等を抽出する。

※ 連携関係に関しては広報・社会連携課、寄附等の金銭又は便益の供与に関しては経理課、物品・サービス等の購入に関しては経理課、株式を取得・保有に関しては経理課、知財収入に関しては財務課及び広報・社会連携課が「本部」に該当する。

②利益相反マネジメント委員会にて、本学と対象企業等との間に発生した取引や契約等が適正かつ公平に実施されているかどうか、回避すべき利益相反がないかどうかの確認を行う。

③利益相反マネジメント委員会は、審査の結果を学長に報告する。審査結果を必要な範囲で大学HPに掲載し、社会に対する説明責任を果たす。

6. 事務局から部局長へ照会する際のフォーマット

各部局長照会フォーム（案）

企業名	貴部局と教育・研究等での関係があれば、具体的にご記入ください
A社	
B社	
C社	
⋮	

事務局が本部へ照会し、マネジメントの対象となる企業を抽出

記入があったものを、重点的に組織の利益相反に関する審査で確認